

遺失物の取扱いに関する意見の募集について

遺失物とは、道路、交通機関、店舗などにおける落とし物、忘れ物のことです。

落とし物をされた方からの遺失届や善意の方が拾われた遺失物(拾得物)は、現在、交番や駐在所で受け付けています(落とし場所が交通機関や店舗などの場合には、拾得物は、事業者の方々を通じて警察署に届けられます)。そして、警察署では、こうした遺失届や拾得物を突き合わせて遺失者の方に拾得物を返還する事務を行っています。なお、警察に拾得物が届けられてから6か月経っても遺失者が現れない場合には、拾得物は、これを拾った方(拾得者)に引き渡されることとなっています。

警察のこうした遺失物業務は、明治32年に制定された「遺失物法」という法律に基づいて行われています。

しかし、近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、遺失物の数は、増大し、全国で年間1,000万点を超えています。また、携帯電話や珍しいペットなど新しい種類の遺失物も出現しています。

警察庁では、遺失物を取り巻くこうした社会・経済情勢の変化を踏まえ、国民の方々にとって利便性が高く、事業者の方々にとっても過度の負担とならない、時代の要請にあった遺失物取扱システムやその運用のあり方について検討するため、このたび、民間有識者による「遺失物行政研究会」を設置しました。

「遺失物行政研究会」では、国民のみなさまの意見を幅広く頂いて、議論を深めていきたいと考えております。つきましては、次のあて先に遺失物の取扱いに関する御意見をお寄せください。

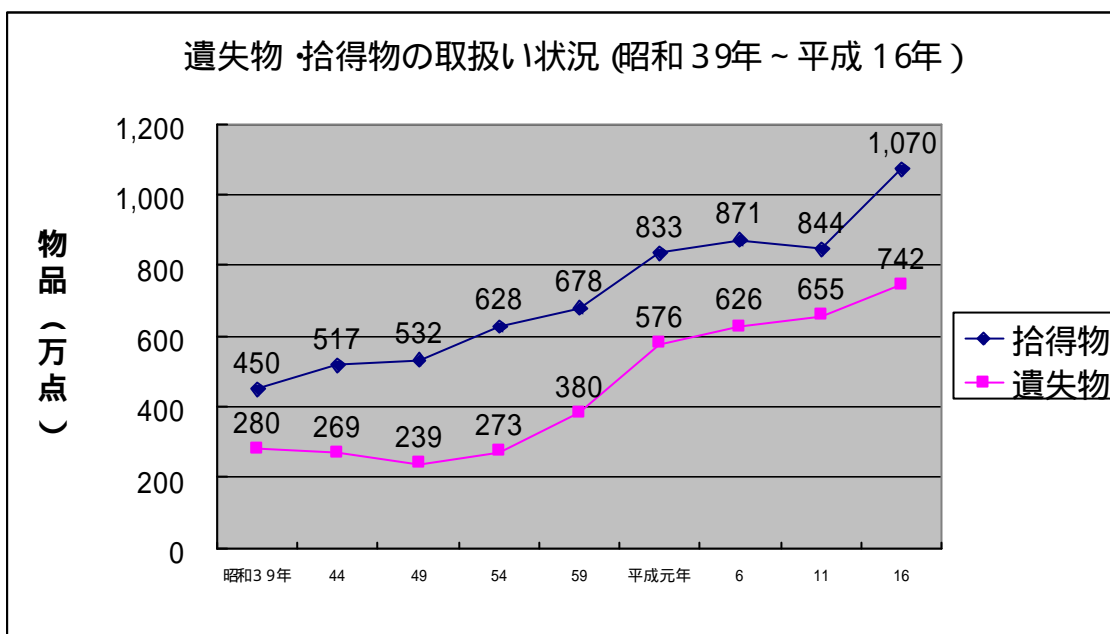
通 信 方 法	あ て 先
(1) 電子メールの場合	tiiki-k@npa.go.jp
(2) 郵送の場合	警察庁生活安全局地域課内 遺失物行政研究会事務局 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
(3) FAXの場合	03-3580-3014

(提出上のお願い)

- ・ 電話による御意見は受け付けておりません。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・ 頂いた御意見は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどの連絡先を除き、公開されることがありますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 応募期間
平成17年10月24日(月)～11月25日(金)

(参考資料)

1 遺失物・拾得物の取扱い状況



2 拾得物の返還率 (平成17年5月中)

	総数	遺失者への返還率
全体	約 710,000 件	約 20%
うち) 携帯電話	約 28,000 件	約 75%
うち) 傘	約 146,000 件	約 1%未満
うち) 小物衣類	約 36,000 件	約 3%未満

注1) 平成16年中の全体の返還率は、約30%

注2) 「小物衣類」とは、ハンカチ、帽子、手袋、マフラー・スカーフ類